

公立大学法人秋田公立美術大学役員退職手当規程

平成25年4月1日

規程 第 63 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事（非常勤のものを除く。以下「役員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程の規定による退職手当は、役員が退職した場合にはその者に、死亡による退職の場合にはその遺族に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職又は死亡した日の属する月の給料月額に勤続月数を乗じて得た額に、100分の22.5を乗じて得た額とする。

(勤続月数の計算)

第4条 勤続月数の計算は、役員となった日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの引き続いた在職期間の月数とする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(準用)

第6条 公立大学法人秋田公立美術大学職員の退職手当に関する規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第63号。以下「職員退職手当規程」という。）第3条、第4条および第22条から第28条まで（第24条第1項第2号、第25条第1項第2号および第2項（第26条第2項および第27条第7項において準用する場合を含む。）ならびに第27条第5項を除く。）の規定は、役員退職手当に準用する。この場合において、第22条

第1項第2号中「就業規則第22条第2項第2号および第3号」とあるのは「就業規則第22条第2項第2号」と読み替えるものとする。

(役員と秋田市職員との間における退職手当の特例)

第7条 秋田市職員（秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和28年秋田市条例第4号。以下「秋田市退職手当条例」という。）第2条に規定する職員をいう。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての在職期間には、その者の秋田市職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、その者が秋田市職員を退職したことにより退職手当の支給を受けているときはこの限りではない。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて秋田市職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日に秋田市職員に復帰し秋田市職員として退職したと仮定した場合の秋田市退職手当条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における秋田市職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとする。

(役員と職員との間における退職手当の特例)

第8条 役員が、引き続いて職員（職員退職手当規程第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

2 職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合（第1項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第2条の規定に

かかわらず、役員としての在職期間（職員として引き続いた在職期間を含む。）を職員退職手当規程第18条に規定する勤続期間とみなし、同規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、前項の規定に該当する役員となった日の前日における給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間を勘案し理事長が別に定めるものとする。

- 4 職員を兼務する役員の退職手当は、第2条の規定にかかわらず、職員退職手当規程によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 法人の設立の日の前日に秋田市職員であった者であって、秋田市を退職したことにより退職手当の支給を受けることなく、法人の成立の日に役員となった者の在職期間については、その者の秋田市職員としての在職期間（秋田市退職手当条例の規定により算定される在職期間をいう。）を法人の職員としての在職期間とみなして第7条の規定を適用するものとする。